

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、経営の透明性が高く、社会環境の変化に迅速に対応できることを重要課題と捉えており、社外の知見も柔軟に取り入れる経営体制を確立しております。

社外取締役1名を含む取締役会による適正な意思決定および監督を行うとともに、社外監査役4名で構成される監査役会による経営への牽制機能を備える体制であり、経営の公正性・透明性・柔軟性が確保されるとの判断から採用しているものであります。

また、業務執行の迅速性を確保する観点から執行役員制を導入しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2】

当社は、議決権の行使につきましては、電子投票制度を採用し、インターネットによる電子行使が可能な環境を整備しております。招集通知の英訳につきましては、海外投資家の比率等を踏まえ実施しておりませんが、今後の株主構成の変化に応じて、費用対効果等も勘案しながら実施の要否を検討してまいります。

【原則1 - 4】

当社は、中長期的経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有する方針であり、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていくことを基本方針としております。

この方針に基づき、每期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2025年5月15日に開催した取締役会において、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式を特定いたしました。当該株式につきましては、今後、できる限り速やかに処分・縮減してまいります。

政策保有株式に係る議決権の行使については、定量的な行使基準は設けておりませんが、個々の議案を総合的に検討し判断しております。

【補充原則2 - 4】

< 中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針 >

当社は、社員一人ひとりが個性や能力を活かして会社と共に成長できる組織を目指し、社員が互いに多様性を尊重し合い、安心して意欲的に仕事にチャレンジできる、働きがいと誇りを持てる会社づくりに取り組んでおります。

中核人材の登用等における多様性の確保につきましては、性別・国籍や採用形態によらず、能力や適正などを総合的に評価・判断して管理職に登用する方針であります。その結果として、海外現地法人における外国人の幹部登用や中途採用者の管理職登用については多数の実績があり、一定の多様性は確保できていると考えておりますが、女性の管理職への登用数については現状十分ではなく今後の課題と認識しております。

多様性の確保に向けた人材育成と社内環境整備に関する方針につきましては、人材方針およびこれに基づく5つの指針に定めており、その内容を有価証券報告書において開示しております。

< 自主的かつ測定可能な目標 >

現時点では、中核人材の登用等における多様性の確保について測定可能な目標を設定しておりませんが、今後、当社の規模や事業特性等も踏まえつつ、目標の設定を検討してまいります。なお、当社は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において、「採用人数に占める女性社員の割合20%以上」を目標としており、2024年度の実績は13.1%でありました。

【補充原則3 - 1】

< サステナビリティについての取り組み >

当社は、サステナビリティ基本方針を以下のとおり制定し、「人材価値の向上」「取引先との協働」「環境への配慮」「リスク管理の強化」をマテリアリティに特定いたしました。また、CSR本部長を委員長とするサステナビリティ推進委員会を立ち上げ、推進体制を整備するとともに「サステナビリティ・マニュアル」を新たに定めております。加えて「サステナビリティ・レポート」を作成し、サステナブル経営の取り組みについて開示を行っております。

今後、各マテリアリティについて具体的な目標を定め、その取り組みの進捗状況について適切に開示してまいります。

(サステナビリティ基本方針)

日本ロジテムグループは、すべてのステークホルダーの皆さまから支持される「日本一信頼される企業グループ」を目指しております。その実現のため、基本理念に基づいて、多様性のある創意にあふれた人材・組織を育み、ステークホルダーの皆さまと物流価値を共創することにより、持続可能な社会の実現に貢献します。

< 人的資本および知的財産への投資等 >

当社は、あらゆる活動の根幹であり競争力の源泉である「人材」の力を高めることが重要と考えており、人的資本への投資を推進しております。知的財産への投資については、当社の事業特性等も踏まえ、今後、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 1】

当社の取締役会は、現在、最高経営責任者等の後継者計画の策定に主体的な関与はしておりませんが、当社の最高経営責任者である代表取締役社長については、経営理念の継承や持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、知識・経験・能力を勘案し、その時々で当社を取り巻く状況や経営課題に応じて最適と考える人物を選任することとしております。

当社は、会社の持続的な成長のためには、最高経営責任者等の後継者計画は重要な課題であると考えており、今後、取締役会の監督のもと、必要に応じて後継者計画の策定を検討してまいります。

【補充原則4 - 2 】

取締役および執行役員の報酬については、業績連動要素を加味した報酬制度を採用しており、通常の現金報酬の増減にて業績に報いる方法をとっております。

中長期的な業績連動報酬や株式報酬の導入については、今後、当社を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 3 】

取締役会は、経営理念の継承や持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、知識・経験・能力を勘案し、当社を取り巻く状況や経営課題に応じて最適と考える資質を備えた人物を最高経営責任者である代表取締役社長として選任しております。また、選任にあたっては、取締役会において十分な審議を尽くしたうえで決議を行っておりますが、更なる客観性・適時性・透明性ある手続を検討してまいります。

【補充原則4 - 3 】

当社は、最高経営責任者である代表取締役社長を解任するための具体的な要件を定めておりませんが、法令または定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損する等、客観的に解任が相当であると判断される場合には、取締役会において審議を行い解任を決議いたします。

今後、取締役会において更なる客観性・適時性・透明性ある手続の確立を検討してまいります。

【原則4 - 7】

() 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと

当社は、現在のところ、独立社外取締役を選任しておりませんが、当社の経営方針を含む重要な意思決定機関としての取締役会は、当社の業務に精通した取締役により構成した方がより適切な経営判断ができると考えております。現在の社外取締役も当社の業務に精通しており、取締役会において適切な助言・提言を行っております。

() 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

および() 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること

取締役会による経営の監督機能としては、現在の社外取締役は社外監査役と協力して経営陣の業務執行や利益相反取引等を監督しており、経営陣から独立した立場でその役割・責務を果たしております。

() 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

当社の少数株主をはじめとするステークホルダーの意見は、経営陣による対話等を通じて取締役会に反映されていると考えております。

今後、当社における独立性判断基準の策定および独立社外取締役選任の要否を検討してまいります。

【原則4 - 8】、【補充原則4 - 8 】、【補充原則4 - 8 】、【原則4 - 9】

当社は、現在のところ、独立社外取締役を選任しておりませんが、当社社外取締役は、企業役員としての幅広い知識・経験に基づき、経営判断への助言・提言を行うとともに、取締役の業務執行や利益相反取引等を監督しており、経営陣から独立した立場でその役割・責務を果たしております。

今後、当社における独立性判断基準の策定および独立社外取締役選任の要否を検討してまいります。

【補充原則4 - 10 】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬については、取締役会において、社外取締役や独立役員を含む社外監査役の適切な関与・助言を得たうえで決議を行っております。これにより、指名・報酬などの重要事項に関する取締役会の機能の独立性、客観性は確保されていると考えておりますが、更なる客観性・適時性・透明性を確保するため、任意の仕組みの活用を検討してまいります。

【原則4 - 11】

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む10名で構成されており、その陣容は、経営、企画、管理、営業、安全・品質、国際など各分野の専門知識と豊富な経験を有する者を擁し、全体として知識・経験・能力をバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる機関としております。

当社の監査役会は、企業経営経験者、弁護士、監督行政経験者により構成されております。

取締役会全体の実効性評価については、下記「【補充原則4-11 】」に記載のとおりであります。

【補充原則4 - 11 】

取締役会は、定款で定める員数である11名以内とし、多様性と適正規模を両立させる陣容で構成いたします。また、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保するよう努めており、取締役候補者の指名にあたっては、人格、経験、識見などを総合的に判断し、当社の企業価値向上に資する人物という観点から選定しており、取締役会で審議を経て決定しております。

他社での経営経験を有する独立社外取締役の選任およびスキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 11 】

取締役会は、活発な議論と審議を経て経営上の重要な意思決定を行っており、取締役会全体の実効性は確保できていると考えております。

取締役会全体の実効性の分析・評価については、更なる取締役会の機能向上という観点から重要性を認識しており、今後検討を進めてまいります。

【原則5 - 2】、【補充原則5 - 2 】

当社は、自社の株主資本コストを把握し、資本効率に関する目標をROE8%としております。現行の中期経営計画において、最終年度となる2025年度に営業収益710億円、営業利益18億円、売上高営業利益率2.5%の達成を目標としており、目標を達成することにより、8%程度のROEを確保できると考えております。

今後、事業ポートフォリオの基本的な方針、経営資源の適切な配分等の具体的な計画の策定・公表について、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 7】

当社は、取締役が競業取引および利益相反取引を行おうとする場合には、法令および「取締役会規程」に基づき取締役会の承認を要することとしております。

また、その他の関連当事者間の取引についても、会社や株主共同の利益を害することのないよう、重要性の高いものについては、取締役会においてその取引内容および条件を審議し判断しており、それ以外のものについては、社内稟議による承認手続を経ることとしております。

【原則2 - 6】

当社は、確定給付企業年金と選択制確定拠出年金の2つの制度を導入しております。
確定給付企業年金については、知見のある人財を登用・配置しており、積立金の管理・運用を外部の資産管理運用機関等に委託し、運用機関に対し定期的に運用状況をモニタリングしております。
選択制確定拠出年金については、当社はアセットオーナーとして企業年金の積立等の運用に関与しておりませんが、従業員が安定的に資産形成できるよう研修や定期的な情報提供を行っております。

【原則3 - 1】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
<会社の目指すところ(経営理念等)>
当社ウェブサイトおよび有価証券報告書において開示しております。
<経営戦略、経営計画>
当社ウェブサイトに掲載の決算説明資料および有価証券報告書において、中期経営計画を開示しております。
() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社ウェブサイト、本報告書「1. 基本的な考え方」および有価証券報告書において開示しております。
() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「1. [取締役報酬関係]」および有価証券報告書において開示しております。
() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
<選任方針および選任手続>
取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、候補者の人格、経験、識見などを総合的に判断し、当社の企業価値向上に資する人物という観点から選定し、取締役会審議を経て候補者を決定しております。監査役候補者については、取締役会審議を経た後、監査役会の同意を得たうえで決定しております。
<解任方針および解任手続>
法令または定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、取締役会で審議を行い解任を決定し、株主総会に解任議案を付議いたします。
() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役および監査役については、選任にあたって候補者とした個々の理由を招集通知に記載しております。
なお、取締役および監査役を解任する場合には、招集通知において、その理由を都度開示いたします。

【補充原則4 - 1】

取締役会は法令または定款に定める事項のほか、業務執行に関する重要事項を決定しており、取締役会における決議事項および報告事項を「取締役会規程」において定めております。
業務執行につきましては、執行役員制を導入し、「職務権限規程」および「業務分掌規程」を整備することにより、委任の範囲を明確に定め、意思決定の迅速化、経営の効率化、責任の明確化を図っております。

【補充原則4 - 11】

当社は、社内規程において、社外役員を除く取締役および監査役が他の事業を営むことや、他の職務の兼任について、会社の承認が必要な旨を定めております。また、兼任の状況については、事業報告において開示しております。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすため、必要な知識を習得することや、その知識を更新することの重要性を認識しております。
取締役および監査役が新たに就任する際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得するとともに、求められる役割と責務を理解できるよう、社内研修会はもとより外部セミナーへの参加を推奨しており、費用については会社負担としております。
また、これらの知識を継続的に更新するよう推奨しており、取締役については総務部および人財開発部が、監査役については監査部が各役員と連携しております。

【原則5 - 1】

当社は、株主からの対話(面談)の申し込みに対しては、総務部が窓口となり、合理的な範囲で経営陣幹部が対応することを基本としております。また、株主との建設的な対話を促進するため、決算情報や決算説明資料を当社ウェブサイトに掲載し情報提供を行うなど、体制整備・取り組みを行っております。
当社の株主との建設的な対話を促進するための方針は、以下のとおりです。
() 株主との対話全般について、統括を行い、建設的な対話の実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定および()対話を補助する社内の有機的な連携のための方策
対話内容に応じて、総務部を管掌する取締役または総合企画部を管掌する取締役が統括を行い、社内各部門との連携をとっております。
() 個別面談以外の対話の手段の充実に係る取り組み
年1回決算説明会を開催し、代表取締役社長が直接説明を行うことを基本としております。また、その内容については当社ウェブサイトにおいて掲載しております。加えて、必要に応じ個人投資家向けの会社説明会も開催しております。
() 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
株主からの意見・懸念等については、必要に応じて取締役会や経営会議に報告し、情報共有を行っております。
() 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
「IRポリシー」および「内部情報および内部者取引管理規程」を定めるとともに、情報管理責任者を置きインサイダー情報を管理する体制としており、対話にあたっては、法令および社内規程に基づき適正な情報発信を行うこととしております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(初回)
英文開示の有無 更新	無し

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応につきましては、当社ウェブサイトに掲載の「2025年3月期決算説明資料」において開示しております。

「2025年3月期決算説明資料」P19-20

https://www.logitem.co.jp/img/ir/library/pdf/briefing/2025/2025_setsumeikai.pdf

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日清製粉株式会社	281,200	20.76
一般社団法人富士桜の会	243,200	17.96
有限会社ジェイエフ企画	163,984	12.11
株式会社日清製粉グループ本社	69,200	5.11
日本ロジテム従業員持株会	37,228	2.75
黒岩 千代	25,700	1.90
藤間 孝泰	12,600	0.93
中西 弘毅	12,100	0.90
株式会社商工組合中央金庫	11,000	0.81
株式会社三菱UFJ銀行	10,000	0.74

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

一般社団法人富士桜の会は、当社代表取締役社長ならびにその親族から当社株式の信託を受託しており、当社の安定株主として長期保有することを目的としております。

上記「大株主の状況」は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社のその他の関係会社である日清製粉株式会社は、その持株会社である株式会社日清製粉グループ本社とともに、当社の株式の議決権を25.9%保有しております。同グループからは、非常勤取締役、非常勤監査役が各1名兼任しております。また、当社は日清製粉株式会社を含む株式会社日清製粉グループ本社の子会社との間に貨物運送・倉庫保管等の取引関係があります。

なお、当社は同グループからの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、価格交渉力を有するなど、一定の独立性が確保されていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
横山 敏明	他の会社の出身者							○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

横山 敏明	横山敏明氏は、当社のその他の関係会社である株式会社日清製粉グループ本社の執行役員であり、その子会社である日清製粉株式会社の常務取締役および日清サイロ株式会社の取締役を兼務しております。当社は日清製粉株式会社を含む株式会社日清製粉グループ本社の子会社との間に貨物運送・倉庫保管等の取引関係があります。また、株式会社日清製粉グループ本社は、その完全子会社である日清製粉株式会社とともに、当社の議決権の25.9%を所有する資本的関係にあります。	企業役員としての経験と見識を有していることから、当社の経営判断においてそれらの知見に基づく助言・提言を期待し、社外取締役として選任しております。
-------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会において、四半期決算時および事業年度末時に会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より、監査結果等の詳細な説明が行われております。また、定時株主総会后、速やかに当年度の監査計画について詳細な打合せを行っております。

監査役は内部監査部門(監査部)が行う全部門およびグループ各社を対象とした内部監査に同行し、その結果を聴取もしくは自ら往査し、問題点の共有を図るなど、効率的かつ効果的な監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 泰久	他の会社の出身者													○
冬木 正	他の会社の出身者													
黒河内 明子	弁護士										○			
奈良平 博史	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 泰久	○	鈴木泰久氏は、当社の取引先である株式会社オカムラの子会社である株式会社セックの取締役でありました。当社は同社の親会社である株式会社オカムラおよび株式会社オカムラの子会社との間に貨物運送・倉庫保管等の取引関係がありますが、取引の規模等に照らして、当社の主要な取引先には該当いたしません。	情報システム分野における専門的知識を有し、企業役員としての経験と見識も兼ね備えていることから、当社の経営において適切な助言・提言を得られると期待し、社外監査役として選任しております。 (独立役員の指定理由) 独立性基準に抵触しておらず、独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生ずる恐れはないと判断したため、独立役員として指定しております。
冬木 正		冬木正氏は、当社のその他の関係会社である株式会社日清製粉グループ本社の常勤顧問であり、同社の子会社である日清ファルマ株式会社ならびに同社の関連会社である日清丸紅飼料株式会社の監査役を兼務しております。当社は株式会社日清製粉グループ本社の子会社との間に貨物運送・倉庫保管等の取引関係があります。また、株式会社日清製粉グループ本社は、その完全子会社である日清製粉株式会社とともに、当社の議決権の25.9%を所有する資本的関係にあります。	企業役員としての幅広い知識・経験を有していることから、当社の経営判断においてそれらの知見に基づく助言・提言を期待し、社外監査役として選任しております。
黒河内 明子		黒河内明子氏は、柏木総合法律事務所の代表パートナー弁護士であります。当社は、同法律事務所と顧問契約を締結しております。	弁護士としての専門的な知識と経験を有していることから、当社の経営判断において法律面からの助言・提言を期待し、社外監査役として選任しております。
奈良平 博史	○	(該当事項はありません。)	奈良平博史氏は、国家公務員および外交官としての経験と知見を有していることから、当社の経営判断においてそれらの知見に基づく助言・提言を期待し、社外監査役として選任しております。同氏は会社の経営に直接関与したことはありませんが、運輸・交通行政に精通しており、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 (独立役員の指定理由) 独立性基準に抵触しておらず、独立性を有していることから、一般株主と利益相反が生ずるおそれはないと判断したため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬の増減にて、当該取締役の業績に報いる対応をとっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、社外取締役を除く取締役の総額を開示し、社外取締役については社外監査役を含めた社外役員の総額を開示しております。また、事業報告において、取締役の総額を開示し、社外取締役を内書きとして開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬の額は、取締役全員および監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案し決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

なお、2021年3月15日開催の取締役会において、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図ることに対する各取締役のインセンティブ効果が発揮されるよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責および業績への貢献実績を踏まえた適正な水準の固定報酬とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、年額の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、業績連動要素(業績貢献や業務執行状況)をも勘案し決定するものとする。その支払いの時期は、固定報酬を12等分して毎月払いとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会の決議によって定められた取締役の報酬総額の上限度額である240百万円の範囲において、取締役の個人別の報酬額の決定についての委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額を、役位、職責、在任年数に応じて、業績連動要素(業績貢献や業務執行状況)をも勘案して決定することとする。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会・監査役会事務局として秘書課および監査部が窓口として対応しております。重要な情報については、必要な都度、代表取締役社長が直接社外取締役・監査役に対し報告・説明をしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行の方法
- 本報告書提出日現在、取締役会は10名の取締役によって構成されており、うち1名は社外取締役であります。当社は、執行役員制を導入しており、常勤の取締役9名のうち社長を除く8名が副社長執行役員、常務執行役員または上席執行役員となっております。また、この他に取締役を兼務しない上席執行役員3名と執行役員9名を選任しており、これらのメンバーにより、業務執行を行っております。
- 取締役会は、代表取締役社長を議長とする取締役10名(うち社外取締役1名)で構成されており、原則として毎月1回開催し、実効性のある経営判断および監督の体制を整えております。
2. 監査監督の方法
- (1) 内部監査
- 監査部(4名)が担当しております。監査部は期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果は、経営トップマネジメントに報告しております。なお、監査計画の立案および監査の実施に関しましては、必要に応じ監査役および会計監査人との調整を行い、円滑な内部監査の実施に努めております。
- (2) 監査役監査
- 常勤監査役(1名)および非常勤監査役(3名)で実施しております。各監査役は取締役会に常時出席しているほか、常勤監査役は社内の重要な会議にも積極的に参加することにより、経営の実態を適時把握し、監査できる体制となっております。
- (3) 会計監査
- 会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、継続して会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。
3. コンプライアンスを徹底する企業文化確立のための施策
- コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンスホットライン・マニュアルを作成し、定期的に開催される所長会議、国内関連会議、国際関連会議、ISOリーダー研修会等にてその内容の周知徹底を図っております。
4. 責任限定契約の内容の概要
- 会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)および監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めており、当該契約を社外取締役および監査役との間に締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

執行役員による迅速な業務執行と社外取締役1名を含む取締役会による適正な意思決定および監督を行いつつ、社外監査役4名から成る監査役会により経営への牽制機能を備え、経営の迅速性・公正性・透明性が確保されているとの判断によるものであります。なお、当社の取締役は11名以内とする旨を定款に定めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めており、2025年6月27日開催の定時株主総会における招集通知は、2025年6月11日に発送しております。また、インターネットによる電子提供措置は2025年6月5日に開始しております。
電磁的方法による議決権の行使	2024年6月27日開催の定時株主総会より、従来の議決権行使書の郵送による議決権の事前行使に加え、インターネットによる議決権行使を導入いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを作成し自社ウェブサイト(https://www.logitem.co.jp)に掲載しております。	

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、代表取締役社長が直接説明を行う説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信(四半期決算短信を含む)、有価証券報告書(四半期報告書を含む)、株主向け報告書、アナリスト向け説明会資料等を自社ウェブサイト(https://www.logitem.co.jp)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR業務を担当する部署として総合企画課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、 「物流の未来を見つめ、物流に関わるすべての事業の創造に挑戦します」 「お客様の期待に応えて信頼を築き、豊かな社会の創造に貢献します」 「社員の創意を活かし、仕事の喜びと心豊かな生活の創造を目指します」 を基本理念としております。 この理念に基づき、当社グループの総力を結集して品質の高い物流サービスを提供し、株主の皆様をはじめとしたステークホルダーの皆様の期待に応えて、企業価値を高める努力を続けてまいります。また、コンプライアンスの徹底とコーポレートガバナンスの強化に努め、経営品質を高めて社会の発展に貢献することを目指してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に対する取り組みといたしましては、現在、当社の本社で認証取得しておりますISO 14001に加え、営業所レベルにおきましては、国土交通省の推奨しております「グリーン経営認証」の取得に取り組んでおります。また、事業用車両に装備したデジタル式運行管理機器のさらなる活用により、運行の安全性向上およびエコドライブを一層推進してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は定款に定める目的の事業(貨物自動車運送事業、倉庫業、その他事業)等広範な事業領域において、本社および各事業所ならびにグループ各社が一致協力し、「日本一信頼される企業グループ」を目指して日々品質・サービスの向上、環境・安全への積極的な取り組みを行っておりますが、事業の特性から順守すべき多くの法令と、対応すべき損失の危険(以下、「リスク」とします。)も多数存在しており、「内部統制システム」を整備・構築し運用することが経営上の重要な課題であると認識しております。このため会社法および関係法令の規定に従い、次のとおり「内部統制システムの基本方針」(以下、「本方針」とします。)を決定し、もって業務の有効性、効率性および適正性を確保し、企業価値の維持・増大につなげてまいります。

なお、本方針は日本ロジテム株式会社およびグループ各社の全ての役員(取締役、監査役)および従業員(執行役員、社員、嘱託社員、有期社員、無期社員、派遣社員)に適用されます。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) コンプライアンス委員会を設置し、各部門長が定期的に法令・定款の順守状況を報告・確認します。
- (2) コンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンスホットライン・マニュアルを制定し、その内容について全役員および全従業員に対し周知徹底を図り、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。
- (3) コンプライアンスホットライン・マニュアルは、内部者通報制度を含むものとし、その実効性を確保します。
- (4) 内部監査部門(監査部)を設置し、全部門およびグループ各社を対象に計画的に内部監査を実施し、法令・定款の順守状況の確認を含めた内部牽制を行うとともに、財務報告に係る内部統制についても金融商品取引法に基づき構築、運用、評価、改善等を行います。
- (5) 反社会的勢力に対しては、顧問弁護士、警察関連機関等と連携し、総務部を中心として組織的に対応することにより、断固たる態度で一切の関係を遮断・排除します。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制について

重要な意思決定および報告に関しては、文書の作成、保存および廃棄に関する規程(稟議規程、文書管理規程)を制定し、これに従って情報の保存・管理を適切に行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程およびその他の体制について

グループ全体の危機管理体制を明確化するため、リスクマネジメント規程およびクライシスコントロール規程を定めるとともに、必要に応じて開催されるリスクマネジメント委員会が当社グループの事業の適正な運営を阻害するリスクの洗い出しから分析・評価を行い、適切な対策を講じます。また、緊急事態が発生した場合には、クライシスコントロール規程に定められた報告ルートに則し、代表取締役社長に報告され、迅速に対応します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 執行役員制を導入し、意思決定機能と業務執行の分離を図ることにより、意思決定の迅速化、経営の効率化、責任の明確化を図ります。
- (2) 職務権限規程および業務分掌規程を整備し、執行役員以下の従業員に対する指揮命令関係を通じた効率的な業務執行を確保します。
- (3) 中期経営計画および年度予算を策定し、会社として達成すべき目標を部門ごとに明確化するとともに、各部門長はその進捗状況について取締役会に報告します。

5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - (1) グループ子会社等を総括的に管理するため「関連企業課」「国際事業課」「国際企画課」を設置し、定期的開催する「国内関連会議」「国際関連会議」において各社から業務執行状況の報告を受けるとともに、各社が開催する取締役会に当社幹部が出席し、必要な助言・指導を行います。
 - (2) 関係会社管理規程および関係会社職務権限基準表を定め、グループ子会社等の業務を適切に管理します。
 - (3) 日本ロジテムグループのコンプライアンス・マニュアルおよびコンプライアンスホットライン・マニュアルを制定し、その内容についてグループ子会社等の全役員および全従業員に対し周知徹底を図ります。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制について
 - (1) 監査役を補助すべき従業員として、内部監査部門(監査部)がその任にあたるものとします。
 - (2) 監査役がその他の部門の従業員に補助を求めたときは、会社は適任者を指定し、監査役の補助に専念させるものとします。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項について
 - (1) 監査役を補助すべき従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとします。
 - (2) 監査役の補助業務は監査役の指示によって行うものとします。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
 - (1) 監査役は取締役会に常時出席し、社内の重要会議(経営会議、国内関連会議、国際関連会議、部長会議、所長会議等)にも参加するほか、重要決裁文書の回付などにより、当社およびグループ各社の経営の実態およびリスク管理状況について適時把握し、必要な報告を受けるものとします。
 - (2) 内部通報制度により通報された情報は、監査役に報告するものとします。
 - (3) 監査役会は毎事業年度末に各取締役に対し業務執行状況に関する確認書の提出を求めるものとします。
 - (4) 本号に定める報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - (1) 監査役は内部監査部門(監査部)が行う全部門およびグループ各社を対象とした内部監査の結果を聴取し、問題点の共有を図るなど、実効的かつ効率的な監査を行います。
 - (2) 監査役は会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施します。
 - (3) 監査役の職務の執行について生ずる費用は、あらかじめ一定額の予算を確保し、常勤監査役または監査役会からの請求により、これを処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、顧問弁護士、警察関連機関等と連携し、総務部を中心として組織的に対応することにより、断固たる態度で一切の関係を遮断・排除します。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし
----------------	----

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実に関する情報開示

決定事実に関する情報につきましては、取締役会の承認をもって開示することとなっております。当社の取締役会(原則月1回以上および必要に応じ随時開催)は、取締役10名(うち社外取締役1名)で構成されており、事業の方針、法令で定められた事項およびその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け、運用を行っております。

2. 発生事実に関する情報開示

発生事実に関する情報につきましては、所管部署、各グループ会社の情報管理責任者から統括する本部に情報が集約され、適時開示が必要であるかどうか情報取扱責任者を含め検討し、取締役会に報告され、その承認を経て開示しております。

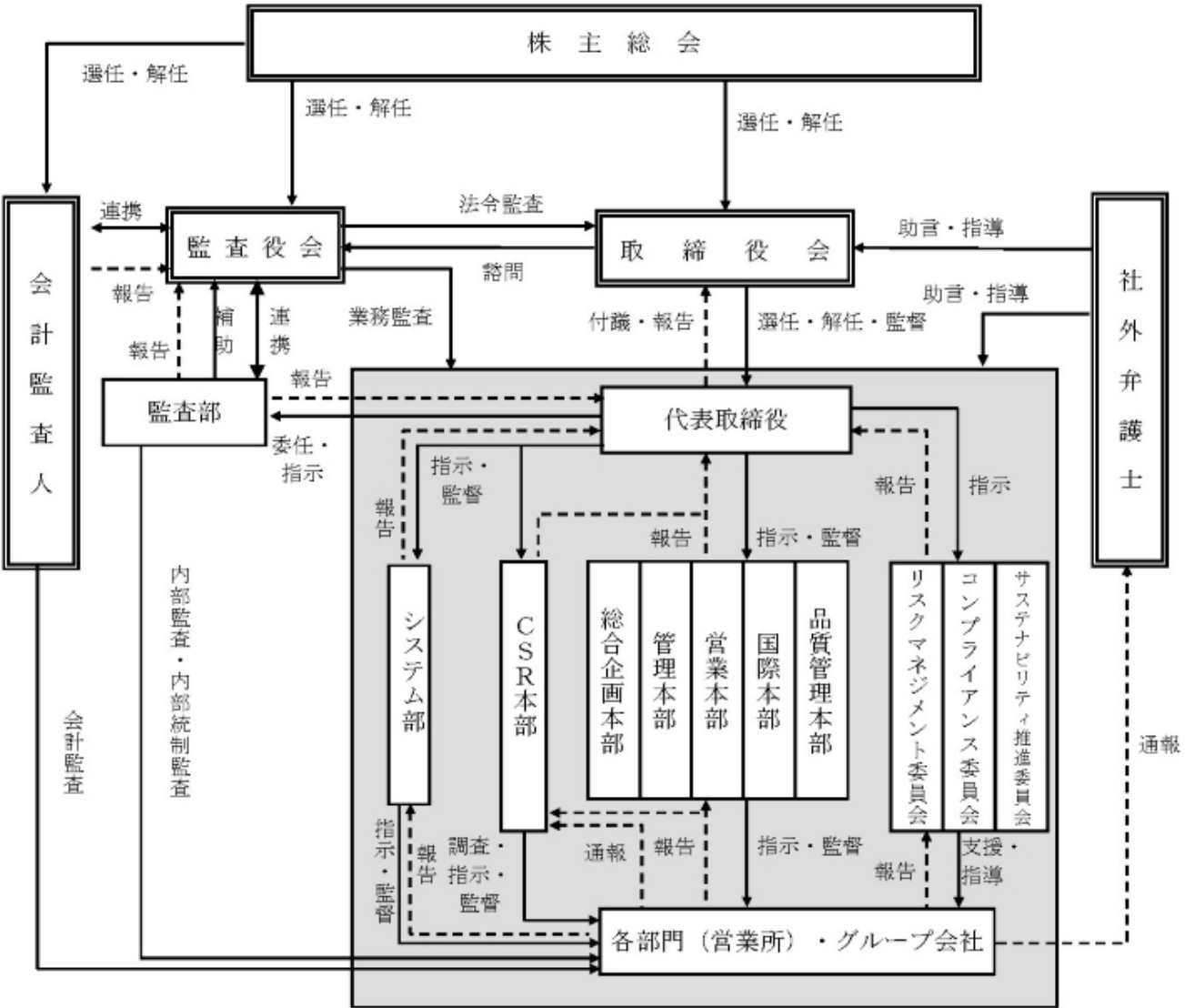
3. 決算に関する情報開示

決算に関する情報につきましては、経理部により取締役会に付議され、審議・承認を経て、IR担当部署が、東京証券取引所の定める手続きに基づいて開示を行っております。

なお、当社は監査役制度を採用しており、各監査役は取締役会に出席しております。また従前より代表取締役社長の直轄部門として監査部を設け、当社のすべての営業所および各グループ会社を対象とした監査を実施するなど、内部牽制を図っております。上記の会社情報は、対外開示と

同時に全ての取締役、監査役、各営業所、各グループ会社の事業責任者等へ社内イントラネットもしくは電子メールにより報告・連絡されており、また、当社ウェブサイトでも速やかに公開すべく対応しております。

コーポレート・ガバナンス体制図（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

